

市第53号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年12月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年 3 月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 1 号イの表中

「4,700 円」を「4,800 円」に、
「1,270 円」を「1,280 円」に、
「2,540 円」を「2,550 円」に、
「1,400 円」を「1,500 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例別表第 2 第 1 号イの規定による使用料を納付している者の使用料については、当該納付した使用料に係る使用の期間に限り、こ

の条例による改正後の横浜市公園条例別表第 2 第 1 号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

公園の占用に係る使用料を改定するため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表第 2（第 16 条第 1 項）

(1) 使用料の基本額

(ア省略)

イ 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有する者の納付すべき使用料

種	別	単 位	金 額
電柱その他これに類するもの（支線、支柱及び支線柱を含む。）	（省 略）	1 本 1 年につき	（省 略）
	第 二 種 電 柱		<u>4,800 円</u> 4,700 円
	（省 略）		（省 略）
（省 略）			
道路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火水槽等で地下に設けられるもの		1 平方メートル 1 年につき	<u>1,280 円</u> 1,270 円
（省 略）			
橋、道路、鉄道及び軌道で高架のもの		1 平方メートル 1 年につき	<u>2,550 円</u> 2,540 円
（省 略）			
工事中施設及び工事中材料置場		1 平方メートル 1 箇月につき	<u>1,500 円</u> 1,400 円
（省 略）			

(備考、ウ、エ、第 2 号及び第 3 号省略)

